

令和6年度草津市市政功労者表彰について

1. 市政功労者表彰制度

本市の政治、経済、文化、社会その他各分野において市政の振興に貢献いただいた方、また市民の模範と認められる行為をされた方々を顕彰することで、本市の自治行政の振興を促進することを目的としています。

表彰制度は、昭和42年度に創設され今年で58回目となります。過去の表彰では、自治功労1,150名、社会功労590名、計1,740名(団体含む)が表彰を受けています。

2. 表彰の基準

(1) 自治功労表彰

市 政 功 労 者 表 彰 規 則	基 準	基準年数
第3条 第1号	市長の職に4年以上在職した者	4年以上
第2号	市議会議員の職に8年以上在職した者	8年以上
第3号	副市長または教育長の職に8年以上在職した者	8年以上
第4号	教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、 農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員 (農業委員会の委員にあたっては、農地利用最適化推進委員の在職年数を通算することができる。)または監査委員の職に8年以上在職した者	8年以上
第5号	まちづくり協議会会長として4年以上在職した者	4年以上
第6号	町内会長として5年以上在職した者	5年以上
第7号	消防団員として15年以上在職し、勤務に精励した者	15年以上
第8号	前各号に定めるもののほか、市の自治行政の 振興に功労顕著で特に市長が必要と認めた者	10年以上

(2) 社会功労表彰

市 政 功 労 者 表 彰 規 則	基 準	基準年数
第4条 第1号	社会公共のために尽力し、その功績が顕著な団体または個人 ア 社会福祉または保健衛生の向上、青少年の健全育成、交通安全の推進または民生の安定に功績顕著な者 イ 産業、建設の振興に寄与し、その功績顕著な者 ウ 教育、体育、文化、芸術等の振興に寄与し、その功績顕著な者 エ 環境保全の推進に寄与し、その功績顕著な者 オ まちづくり活動に寄与し、その功績顕著な者 カ その他社会公共のために功績顕著な者	15年以上

市制施行70周年記念功労者表彰について

1. 周年記念功労者表彰制度

市制施行周年記念式典において、自治行政の振興や社会公共のために寄与いただいた方に感謝状を贈呈し、その功績を称えるものです。

【参考】市制施行60周年感謝状 自治行政29人 社会公共69人・団体 計98人・団体

2. 表彰の基準

(1) 自治行政

基 準	基 準 年 数
ア 市長の職に在職した者	8年以上
イ 市議会議員の職に在職した者	16年以上
ウ 副市長または教育長の職に在職した者	16年以上
エ 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員（農業委員会の委員にあたっては、農地利用最適化推進委員の在職年数を通算することができる。）または監査委員の職に在職した者	16年以上
オ まちづくり協議会会長として在職した者	8年以上
カ 町内会長として在職した者	10年以上
キ 消防団員として在職し、勤務に精励した者	30年以上
ク 前各号に定めるもののほか、市の自治行政の振興に功労顕著で特に市長が必要と認めた者	20年以上
ケ 上記に定める職の在職期間の通算年数の合計が基準年数を超える場合	アからカを通算 20年以上 アからクを通算 30年以上

(2) 社会公共

基 準	基 準 年 数
1 社会福祉の向上、保健衛生の改善等に寄与した個人または団体	20年以上活動が継続し、またはそれに準ずると認められるもの
2 地域安全の推進等に寄与した個人または団体	
3 産業、建設等の振興に寄与した個人または団体	
4 教育、体育、文化、芸術等の振興に寄与した個人または団体	
5 まちづくり事業、環境保全の推進等に寄与した個人または団体	
6 人権擁護または人権啓発の推進等に寄与した個人または団体	
7 市民の模範とするに値する善行または奇特定の行為のあった個人または団体	
8 上記に定める職の在職期間の通算合計が基準年数を超える場合	1から7を通算 30年以上

3. 表彰式

市政功労者表彰式典は、例年11月3日の文化の日に実施しておりますが、今年度は、10月12日（土）の市制施行70周年記念式典の中で表彰を実施いたします。